

都市交通調査の深度化に向けた検討委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、都市交通調査の深度化に向けた検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、効率的で多様な都市交通調査手法の構築に向けた検討を行うことを目的とする。

（委員会の構成及び委員）

第3条 委員及び協力委員（以下「委員等」という。）は、都市分野の外部専門家その他の外部有識者のうちから、国土技術政策総合研究所長が委嘱する。

2 委員等の委嘱期間は1年以内とする。但し、再任を妨げない。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者を専門委員として出席して意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（委員会の議事）

第5条 原則として、委員会の議事は非公開で行う。

2 委員会の資料及び議事概要は、委員及び発表者の確認を得た上で、国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページにおいて公開する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、その全部または一部を非公開とすることができる。

（庶務）

第6条 委員会の招集は、国土技術政策総合研究所都市研究部長が行う。

2 委員会の事務局は、国土技術政策総合研究所都市研究部が行う。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

（附則）

この要領は、令和4年10月 日から施行する。